

2007年(平成19年)9月25日

日本郵政公社
総裁 西川善文 殿

日本郵政株式会社
代表取締役社長 西川善文 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL : 078 - 361 - 7234

FAX : 078 - 361 - 7228

URL : <http://hyogo-c-net.com>

[本件に関する連絡先]

萩原司法書士事務所

司法書士 萩原忠利

TEL : 078 - 858 - 8182

FAX : 078 - 858 - 8183



質 問 書

貴公社からの平成19年7月5日付け回答書に対し、下記の通り質問いたします。
本書面到達後2週間以内にご回答頂きたいと思っております。よろしくお願い申し上げます(なお、当質問書及び貴公社からの回答の有無・回答内容につきましてはホームページ等において公表させていただきますので予め御了承ください)。

記

貴公社からの回答書には、汚損された郵便切手を無効とすると定めた郵便法35条について「郵便切手は、郵便に関する料金納付のため用いられた証しとして、消印することになっておりますが、汚染し、若しくはき損された郵便切手が消印によって汚染し又はき損したものか他の理由によるものかを確定することが極めて困難であることが多く、すべて無効としているものです」とした上で、これに基づく内国郵便約款の改正には応じられないと結論づけられております。しかしながら、当NPO法人の申入書は、郵便法35条の趣旨を踏まえた上で、郵便切手が「未使用であることが判断できる場合」について、なお使用もしくは交換できる途を認めることを求めるものです。そこで、

1. 「汚染し、若しくはき損された郵便切手が消印によって汚染し又はき損したもの」ではないと明らかに判断できる場合まで使用あるいは交換を一切認めない根拠を具体的に説明ください。

当ネットが実施した汚損切手交換対応調査では、郵便局員が汚損切手を点検して消印による汚損ではないことを確認したうえで(汚損切手交換手対応状況一覧表の「対応状況」欄を参照)、49局がき損切手を交換可能とし、39局が汚染切手を交換可能とされております。確かに、汚染・き損された郵便切手が消印によって汚染し又はき損したものかの判定が著しく困難な場合は、使用あるいは交換を認めないことは理解できます。しかし、点検を行って、消印によらない汚損であることが明らかとなった場合(例えば、切手の4分の3裂けているが部分的につながり原型を容易に再現できる場合、色の薄い液体が一部に付着しているが、その液体が消印のインクと全く異なる場合)でも、一切使用あるいは交換を認めないのはどうしてでしょうか。郵便局員の瞬時の目視によってほとんどの汚染・き損された切手が消印によらない汚損であるかどうか判別できるのではないのでしょうか。消印による汚損ではないことを容易に判別できる場合にまで一切使用あるいは交換を認めないのは消費者の利益ひいては国民の財産権を無視し、自己の利益のみを優先するもので消費者に郵便サービスを提供する事業者として不誠実とのそしりを免れません。

2. 「消印によって汚染し又はき損したもの」ではないと明らかに判断できる郵便切手を所有する人は、未だ郵便役務の提供を一切受けていません。他方、貴公社は、郵便役務を一切提供していません。それにも関わらず、郵便切手購入代金の返還も一切受けられず、郵便役務の提供を一切受けられない(他方、貴公社は郵便切手代金を全額保持できる)との約定が消費者契約法10条に違反しないと考える理由を具体的に説明ください。

3. 郵便法35条は財産である郵便切手を無価値にする点において、日本国憲法29条1項が国民に保障する財産権の制限立法ですから合憲的に解釈・適用がなされなければならないと考えます。郵便法35条が、汚損された郵便切手は「消印によって汚染し又はき損したもの」ではないことが明らかである場合まで「すべて無効」と定めたものと解釈することは、日本国憲法29条1項と抵触しないのか、ご説明ください。

4. 下に添付した郵便切手は使用できますか。御教示ください。

① コーヒー牛乳が付着した切手



② みかんの汁が付着した切手



③ トマトケチャップが付着した切手



④ しょうゆの付着した切手



⑤端が欠けている切手



⑥中ほどから裂けている切手



⑦表面にのりが付着している切手



以 上